

第 7 次地域保健医療計画の中間見直しについて

1 中間見直しについて

都道府県の医療計画は、6 年を計画とし、医療法第 30 条の 6 の規定により、3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することとされている。

県が策定する第 7 次地域保健医療計画は平成 30 年度に策定されており、今回中間見直しを行うものである。

(本来令和 2 年度に中間見直しを行う予定であったが、コロナ禍において、令和 3 年度までに延長されている)

2 見直しのスケジュール (令和 3 年度)

5 月下旬	→計画に定める指標・計画骨子の案を諮問 地域保健医療計画推進協議会 →計画に定める指標・計画骨子を確定
8 月下旬	→見直し素案を諮問 地域保健医療計画推進協議会 →見直し素案を確定
10 月下旬	県民コメント
12 月下旬	地域保健医療計画推進協議会 →県民コメントを踏まえた見直し案を確定
<令和 4 年> 2 月～3 月	2 月定例会議案上程、議決

3 見直し内容 (案)

計画策定後の新たな取組を計画に加える。

- ・ドクターカー (救急医療・小児医療)
- ・A I 救急相談 (救急医療・小児医療)
- ・循環器病患者の受入・搬送体制 (救急医療)
- ・小児に特化した搬送困難事案受入医療機関 (小児医療)